

監査結果(指摘事項・意見)に基づく措置状況等の報告

- 1. 監査対象部局課名 上下水道課（水道事業）
- 2. 監査の種類 決算審査
- 3. 監査実施日 平成28年6月6日から8月10日
- 4. 監査結果報告通知日 平成28年 8月18日
- 5. 措置状況等の報告日 平成28年11月15日

指摘事項・意見	措置内容・対応状況
<p>【意見】</p> <p>水道事業会計では、散居村としての特異性から投資効率が良くないことは十分推測できる。今後、給水人口が減少することが見込まれることから、いかに事業を継続するか、いかに将来負担を軽減できるのかを考え、現在の施設の適正な維持管理を通し、将来にわたる低廉な飲料水の供給に努められるとともに、全国よりも低くなっている有収率を向上させる取組みを進められたい。</p> <p>平成29年度から、収支の厳しい簡易水道事業特別会計の統合が予定されている。統合により、簡易水道事業実施時に財源としていた過疎債や辺地債等の有利な財源の充当が見込めず、従来よりも経営環境の悪化が予想される。安定した事業の実施のためにも、公益性を鑑みた適切な財源の確保に努められたい。</p>	<p>【継続努力】</p> <p>耐用年数を越える配水管が増加する中、漏水事故が多発している箇所を優先的に更新工事を行い、事故の未然防止や修繕費の軽減につとめています。漏水調査についても、有収率が低下・低迷する区域を重点的に調査を実施しています。今後 もより効果が現れるように管路の更新工事と漏水調査に取り組んでまいります。</p> <p>【措置済】</p> <p>平成29年度に、水道債と一般会計出資債を財源として実施予定だった簡易水道事業を、繰越を前提として平成28年度事業として実施することとしました。これによって、交付税措置のある有利な簡水債、過疎債、辺地債を財源に充てることにしました。</p> <p>【検討中】</p> <p>平成29年度以降は交付税措置のない水道債が財源となるため、統合後も旧簡易水道事業分の収支を水道事業会計と分けて経理しつつ、水道事業全体の収支を勘案しながら、適切な料金水準のあり方について見極めていくこととしています。</p> <p>なお、旧簡易水道事業に係る建設事業については、水道事業への統合前と同様、辺地債や過疎債の発行ができるよう、引続き、国、県を通じて総務省に強く働きかけていくこととしています。</p>